

教育長職務代理者の指定について（案）

教育総務課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）第 20 条第 2 項の規定による教育長の職務代理者を、下記のとおり指定するものとする。

記

指 定 事 項	現 職	氏 名
教育長職務代理者	教 育 次 長	青 木 弘

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育長の職務）

第 17 条

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

（以下略）

（教育長の事務局の統括等）

第 20 条

教育長は、第 17 条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。